

市民相談(2月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。  
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。

生活不安や仕事の相談

▽平日9:00~17:30  
▽毎月第2・4日曜日9:00~13:00  
場市役所6階くらしサポートセンター 守口  
☎0800-200-8011

介護保険について

介護保険サービスなどに関する苦情相談(弁護士)  
時第2水曜日15:30~17:30 (1時間以内)  
場市役所1階市民相談室102  
予前日までに  
問くすのき広域連合  
TEL06-6995-1516  
問同連合守口支所(高齢介護課内)  
TEL06-6992-2180

空き家不動産無料相談会(事前予約制)

時2月27日(月)10:00~12:00  
場守口市役所1階 相談室101  
予・問(公社)全日本不動産協会 大阪東支部  
TEL06-4250-9191  
(直接(公社)全日本不動産協会大阪東支部にて受け付け)

みどりの相談窓口

植物を育てる上での困りごとなど  
時第3木曜日13:00~16:00  
場・問大枝公園  
TEL06-6991-8248

進路選択などの相談

進路や奨学金のことなど  
時2月3日・10日・17日・24日(金) 13:00~17:00  
場守口市役所5階 相談室507 (電話相談可)  
問学校教育課  
TEL06-6995-3151

低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援特別給付金  
の申請はお済みですか?

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

ひとり親世帯分  
ひとり親世帯以外分

児童扶養手当の支給要件に該当している子を監護などしている人であつて、次の①・②・③のいずれかに該当する人。平成16年4月2日以降に生まれた子が対象です(障がいの状態にある子の場合は平成14年4月2日以降)。  
①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人  
②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人  
③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人  
ただし、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

申請書は市ホームページに掲載して添付し、郵送にて提出してください。  
上記①以外は申請が必要です。

申請書は市ホームページに掲載して添付し、郵送にて提出してください。  
上記①以外は申請が必要です。



申請書提出のQRコード

特別児童扶養手当の支給を受けている人で令和4年度分の住民税均等割が非課税である人(原則申請不要)  
①「①」の他、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満)※)の養育者であつて次のいずれかに該当する人  
※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする。  
・令和4年度分の住民税均等割が非課税である人(高校生のみを養育する世帯は要申請)  
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人(同様の事情と認められる人(要申請))

申請書提出のQRコード

以下共通事項  
給付額 児童1人当たり 5万円  
受付期間 2月28日(火)まで  
給付日 不備のないものは、申請月の翌月末に支給予定  
注 不備がある場合は個別に連絡します。  
問 守口市役所「子育て世帯生活支援特別給付金」受付専用窓口  
TEL06-6997-6001  
問 厚生労働省コールセンター  
0120-4000-903

戦没者等の遺族の皆さんへ  
特別弔慰金の申請は  
お済みですか?  
第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。3月31日(金)までに、請求してください。  
注 請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなり、弔慰金を受ける権利がなくなり、注 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。  
4. 1~3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)  
注 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。  
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
注 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。  
2. 戦没者等の子  
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
注 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。  
1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人  
戦没者等の死亡当時の遺族で  
先順位の遺族一人に支給されます。  
令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給されます。

戦没者等の遺族の皆さんへ  
特別弔慰金の申請は  
お済みですか?  
第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。3月31日(金)までに、請求してください。  
注 請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなり、弔慰金を受ける権利がなくなり、注 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。  
4. 1~3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)  
注 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。  
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
注 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。  
2. 戦没者等の子  
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
注 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。  
1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人  
戦没者等の死亡当時の遺族で  
先順位の遺族一人に支給されます。  
令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給されます。

2月は総合ねずみ駆除運動月間

市では、2月を「総合ねずみ駆除運動月間」として、市内に生息するねずみの駆除を推進しています。  
ねずみは、各種感染症、食中毒の原因にもなり、衛生的にも有害なねずみを駆除して、快適な生活環境を作りましょう。

市では期間中、希望者に捕そ器の貸し出し、殺そ剤(1世帯に1袋)を無料で配布しています。  
配2月1日(水)~28日(火)  
場環境対策課、東部エリア、庭窪、錦コミュニティセンター  
ねずみが媒介する病気  
サルモネラ感染症、ハンタウイルス肺症候群、ツツガムシ病、そこう症など  
防除方法  
▽台所などで出したままの食品や残飯類は、完全に保管・処理する。

弾道ミサイル飛来への備え

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、国からの緊急情報を伝える「アラート」を活用して、防災行政無線のスピーカーなどから国民保護サイレンとメッセージが流れます。また、携帯電話やスマートフォンには緊急情報を受信した場合には、落ち着いて、直ちに以下の行動を取ってください。

▽ねずみの通路をふさぎ、家に入れないようにする。  
▽捕そ器、殺そ剤を有効に使い、地域ぐるみで一斉にねずみを退治する。  
注 捕そ器や殺そ剤を使用する場合は、子どもの手に触れないようにしてください。  
問 環境対策課  
TEL06-6992-1511

防犯灯電料補助金申請の受け付け

地域に設置されている防犯灯の電料金(令和4年3月~令和5年2月分)の補助金申請を受け付けます。  
交付対象 防犯灯を設置している自治会、町会または防犯委員会など。  
補助金額 守口市防犯灯電料補助金交付要綱に基づき算定した金額。  
申請期限 2月28日(火)(期限厳守)まで  
持1月に市から送付した電料料補助金申請書に記載した灯数に誤りがないかを関西電力株式会社から毎月届く電気料金請求内訳書で確認し、送付した書類(申請書など)、印鑑、振り込み先(銀行・支店名、口座番号、口座名義)がわかるもの、電気料金請求内訳書、領収書。  
申・問 コミュニティ推進課  
TEL06-6992-1520

弾道ミサイル落下時の行動  
緊急一時避難施設  
問 大阪府危機管理室 災害対策課  
危機管理・国民保護グループ  
TEL06-6941-0351